

## 「準農家候補者」募集要項

大阪府では、大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月1日施行）を定め、平成23年度に大阪府独自の仕組みとして「準農家制度」を創設しました。「準農家制度」とは、農業について既に研修や勉強を重ねてこられた方が、小さな面積から農業を始めたいというニーズにこたえたものです。

令和2年3月末現在、100名以上の方がこの制度を利用し農業経営を始めています。

関心のある方は、この募集要項をご覧ください、ご応募ください。

なお、ご不明な点は本要項最終ページに記載しています、大阪府環境農林水産部農政室推進課経営強化グループまでお問い合わせください。

### 1. 準農家制度について

#### (1) 準農家とは

農産物の販売意欲と一定水準の農業技術（※1）を有し、小規模な農地（※2）で新たに農業経営を目指す方を「準農家候補者」として大阪府が登録し、農地の利用権設定（※3）を受けた時に「準農家」となる仕組みです。

「準農家候補者」として登録されることで、農地の利用権設定を受けやすくなり、「準農家」として農業経営に取り組む際には、大阪府が参入先の農業者や市町村等と連携しながら、必要に応じて栽培技術や出荷方法、地域の慣行等について、助言等を行います。

##### (※1) 一定水準の農業技術

農業に関する研修の受講や市民農園での長期間の栽培経験等が必要（本ページの「(2) 準農家候補者資格要件」を参照してください）。

##### (※2) 小規模な農地

市民農園の規模より大きく、各市町村が定めている自立した農業経営に最低限必要となる農地面積（概ね2,000㎡から3,000㎡）未満の農地。

##### (※3) 農地の利用権設定

農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律または都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地の貸借のこと（所有権ではありません）。

#### (2) 準農家候補者資格要件

年齢、性別による制限はありませんが、下記の①から④の要件を満たす必要があります。

##### ①技術水準

以下のアからキのいずれかを満たし、農業に関する知識と技術を有すると認められるもの。なお、以下のアからカについては見込みのある者も含まれますが、準農家候補者への登録は研修修了等の確認後に行います。

以下に記載した例以外についても、ご相談ください。

ア 都道府県その他の農業に関する研修教育施設等において、概ね3ヶ月以上の研修等を修了した者

(例) ・各都道府県農業大学校

・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校が行う短期プロ農家養成コース  
(集中コース)等

イ 大阪府知事が認定した大阪府「農の匠」及びそれに準じる農家等において概ね6ヶ月以上の研修等を修了した者

ウ 市町村、農地中間管理機構、農業協同組合等が実施する農業技術を習得するための研修等を概ね6ヶ月以上受講した者

エ 援農等により概ね6ヶ月以上農作業に従事した実績がある者

(例) ・「太子町ぶどう塾」の塾生による援農等

オ 農地所有適格法人等において概ね6ヶ月以上農作業に従事した実績がある者

カ 現在、市民農園で農作物の栽培を行っている者のうち、栽培経験が2年以上あり、かつ府が指定する短期研修(※)を修了した者

※地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校が行う短期プロ農家養成コース(入門コース)。毎年度7月と1月頃に開催される予定です。

キ その他、上に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認められる者

※上記の(例)以外にも対象になるものがありますので、お問い合わせください。

## ②農産物販売金額目標

3年以内の年間販売金額目標を15万円以上としているもの。

## ③借受希望農地の貸借

以下のアからウの方法で借受農地の確保のめどが立っているもの。

(登録希望者は、借受希望農地を決めた後、準農家候補者名簿への登録を大阪府に申請します。その後、大阪府の審査を経て準農家候補者名簿に登録されると、農地貸借の手続きを一般財団法人大阪府みどり公社(※4)や市町村が開始します。なお、準農家制度を活用した農地の貸借は、市街化区域(生産緑地を除く)ではできません。)

(※4)一般財団法人大阪府みどり公社

大阪府内において、農地を効率的に利用できるよう、農地の売買や貸借の仲介等を行う大阪府の100%出資法人

### ア 農地中間管理機構(一財)大阪府みどり公社で農地を探す場合

登録希望者が農地中間管理事業による借受希望者の募集(※5)に応募し、定められた方法により借り受けた農地を申し込みます。

なお、申し込みの前に必ず「大阪府新規就農相談センター(一社)大阪府農業会議農政課 TEL:06-6941-2701)」にご相談ください。

(※5)(一財)大阪府みどり公社HP【[http://osaka-midori.jp/nouen/about\\_entry.html](http://osaka-midori.jp/nouen/about_entry.html)】

### イ 堺市、八尾市、枚方市、箕面市の農地紹介を希望する場合

希望農地のある市において農地の紹介を受けていただきます。問い合わせ先は次のとおりです。

堺市産業振興局農政部農水産課

Tel : 072-228-6971

八尾市農業委員会事務局 Tel : 072-924-3897

枚方市農地銀行（枚方市農業委員会） Tel : 072-841-1534

箕面市みどりまちづくり部農業振興課 Tel : 072-724-6728

※上記以外の市町村でも農地紹介を受けられる場合がありますので、各市町村の農政担当課までお問い合わせください。

#### ウ 自身で借りる農地を探す場合

希望農地をご自身にて探していただき、農地確保の目処が立った時点で準農家候補者名簿への登録を大阪府に申請します。

### ④環境調和要件

地域での話し合い活動の参加や、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、鳥獣害対策への協力等を行うもの。

## 2. 手続きの流れ

まず、登録希望者は、必ず1の（2）準農家候補者資格要件を満たす、または満たす予定であることを確認してください。営農開始までの大まかな流れは次のとおりです。

### （1）準農家の要件確認

- ↓ 「準農家候補者資格要件」を満たしている、または満たす予定であることを
- ↓ 自身で確認します。
- ↓

### （2）希望農地を探す

- ↓ 希望に沿った農地を探します（2ページの③参照）。
- ↓ ※農地中間管理事業等を活用
- ↓

### （3）準農家候補者名簿への登録申請

- ↓ 貸借希望農地を明記の上、「準農家候補者名簿への登録申請」を行う。
- ↓ 府は、申請受付後、面談日を通知します。
- ↓

### （4）個別面談

- ↓ 登録申請書及び個別面談により登録の可否を審査します。
- ↓ 原則、申請順に面談を実施します。
- ↓

### （5）審査結果の通知

- ↓ 準農家候補者名簿への登録可否を決定し、申請者へ通知します。
- ↓ ※面談終了後、3週間程度かかります。
- ↓

### （6）（一財）大阪府みどり公社、市町村等による利用権設定の調整及び手続き

- ↓（貸借期間、賃借料等を調整のうえ、（一財）大阪府みどり公社及び市町村に

- ↓ より権利設定の手続きをします。)
- ↓ ※現地確認及び貸し手等と面談していただくことなどがあります。
- ↓ ※事務手続きに3ヶ月程度必要です。
- ↓

#### (7) 手続き完了後、「準農家」として耕作開始

### 3. 応募の手続き

農地確保の目処がたってから登録申請書類の提出をお願いします。

#### (1) 募集時期

随時、受け付けています。

#### (2) 費用

登録は無料です。ただし、応募等に係る費用（郵送料など）は応募者にて負担願います。

#### (3) 応募方法

大阪府ホームページからの電子申請、郵送、持参の3つの方法があります。これ以外の方法（FAXや電子メール）では受け付けません。

#### ○電子申請の場合

以下のホームページアドレスから必要事項を入力してお申込みください。

大阪府インターネット申請・申込みサービスHP

[【https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2020020011】](https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2020020011)

#### ○郵送の場合

下記提出先へ郵送してください。

電話番号も忘れずご記入ください。

#### ○持参の場合

下記提出先へ午前9時から正午及び午後1時から午後5時にお越しください。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は取り扱いません。

#### (4) 提出先（郵送、持参の場合）

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階

大阪府環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループあて

### 4. 提出書類

下記の(1)から(4)の書類を1部ご提出ください。なお、提出いただいた書類は返却しません。

提出書類に不備や記載内容に不明瞭な点があった場合は面談で確認します。その際、応募資

格を満たさないことが分かった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(1) 準農家候補者名簿への登録申請書（様式4）

(2) 営農計画書（様式4-1）

営農計画書の2「登録希望者の要件を有する者に関する事項」には、本要項の「1.

(2) 準農家候補者資格要件」にあてはまる内容を記入してください。

(3) 主要作物作付け体系図（様式4-2）

営農開始から3年間の計画を記載してください。

(4) 従事（または研修）履歴等報告書（様式5）

- ・従事（研修）先が発行した証明書を保有している場合、当該証明書の写しにより、様式5に代えることができます。
- ・従事（研修）先が発行した研修終了証明書等がない場合は、従事（研修）先に依頼し、本様式による従事（研修）履歴証明を受け、申請書に添付してください。ただし、従事（研修）先が別途履歴証明の様式を定めている場合、様式5に代えることができます。
- ・従事（研修）先から証明書を発行してもらえない場合、様式5を用い、申請者自らが自己申告することが可能です。
- ・従事（研修）先様式による証明等により従事内容が十分確認できない場合や自己申告による場合、要件にかかる従事内容の確認のため、従事（研修）先への問い合わせや実地調査を行う場合があります。

※提出していただいた申請書の情報を、関係機関（市町村、市町村農業委員会、（一財）大阪府みどり公社、（一社）大阪府農業会議等）へ提供することがあります。

## 5. 審査方法について

(1) 審査選定方法

大阪府農政室推進課職員等が、提出された書類等に基づき下記の審査基準により計画内容の実現性等を個別面談の上、審査し、準農家候補者名簿への登録の可否を決定します。ただし、次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ・提出書類に著しい不備があり、面談でも確認できない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・その他不正行為があった場合

### 【主な審査基準】

- ① 営農希望地で作付できる作物が選定されているか。
- ② 営農計画書に沿って作物を栽培できる技術があるか。
- ③ 営農希望地までの距離・通作方法・時間に無理はないか。
- ④ 営農面積を耕作できる農業労働力が確保できているか。
- ⑤ 申請者の就業状況、年齢等を考慮し、営農希望時期に耕作することが可能であるか。

- ⑥農産物販売目標金額が15万円以上とされており、かつ実現性があるか。
- ⑦これまでの農業経験（研修等）が、登録希望者の要件を満たしているか。
- ⑧営農面積、作付作物等に見合う農業機械を所有し、または購入予定があるか。
- ⑨農産物の販路の見込み、または見込みがなくても実現性のある計画がたてられているか。
- ⑩営農計画書の内容が実施できる健康状態であるか。
- ⑪農村地域のルール（共同作業など）への理解、協力等の意欲はあるか。

## （2）面談について

個別面談は原則、大阪府咲洲庁舎で実施します。

申請書受付後、個別面談の日時を調整します。また、面談時には以下の事項のご了承を確認します。

### 【面談時の確認事項】

- ・農地を利用する権利の取得にあたっては、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路・ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への協力を行うこと、などを遵守する旨の確約書を、当該市町村長等へ提出していただくことがあります。
- ・農地の全てを適正に利用していない場合には、農地の利用権が解除されること。
- ・貸借期間中に、農業が続けられなくなり撤退する場合、原状回復する必要があること。原状回復されない場合は、原状回復に必要な費用を賠償すること。

## 6. 審査結果の通知等

### （1）審査結果（名簿登録の可否）

審査結果については、申請者に書面で通知します。通知は面談後3週間程度かかります。

審査結果、審査の内容は公表しません。結果にかかる問い合わせは一切受け付けませんので、ご了承願います。

### （2）準農家候補者名簿への登録

審査の結果、名簿登録を決定した者を登録します。なお、以下の場合は登録を取り消します。

- ・提出書類等に虚偽の記載があると認められたとき
- ・登録者からの申し出があったとき
- ・大阪版認定農業者、認定新規就農者または認定農業者として認定を受けた場合、ならびに新たに利用権が設定され当該市町村農業委員会の農地基本台帳に登載されたとき
- ・登録後に登録者準農家が農地を適切に管理していないと府が認めたとき

- ・府への届出がなく死亡や住所変更等により、必要な連絡等ができないと判断されたとき
- ・営農状況等を把握するための面談を実施できない、または面談を拒否したとき
- ・その他、農政室長が本制度を運用する上で支障があると判断したとき

## 7. 農地の貸借（事務手続き）

- ・貸借を進めるにあたり、原則として、農業振興地域内及び市街化調整区域内の農地については農地中間管理事業により（一財）大阪府みどり公社が権利設定を行います。

また、それ以外の農地については（一財）大阪府みどり公社等が調整を行います。その際、現地確認や貸し手等とお会いしていただくことがあります。

- ・準農家名簿の登録後、農地の利用開始まで貸借手続きに3ヶ月程度かかります。
- ・なお、営農内容（ハウスの設置、観光農業等）によっては、農地を貸借できない場合があります。
- ・農地の貸借は、賃料が発生する場合、あるいは無料の場合があります。また、手数料が発生する場合がありますので、必要な手続きや金額はその都度ご確認ください。

## 8. その他

準農家として農地の貸借により耕作していただく方には、5の（2）の面談時の確認事項を遵守していただく必要があります。また、以下の項目についてご了承願います。

- ・貸借期間は、市町村により異なりますが原則3年です。その時の貸し手の事情等により更新できない場合もあります。
- ・3年以内の目標販売金額15万円以上を達成できない場合には、準農家登録を抹消することがあります。また、それに伴い貸借期間中であっても貸借が取り消され、利用権が解除されることもあります。
- ・貸借を受けた農地の全てを適切に管理していない、または周辺地域の農用地利用に支障が生じていることが認められたときは、貸借期間中であっても貸借が取り消され、利用権が解除されます。
- ・農作業事故の発生が各地で見られます。農作業にあたっては事故防止について十分注意を払うとともに、自ら傷害保険等に加入する等の手続きを行ってください。

### 【参考】募集要項の配付

#### 1 配付日時

平日 午前9時から正午 及び 午後1時から午後6時

#### 2 配付場所

下記配布場所にて、配布いたします。

インターネットが利用可能な方は、ホームページからもダウンロードできます。

大阪府ホームページのトップページから、以下のとおり進んでください。

ホーム > 農林・水産業 > 農林業 > 小さな規模から農業経営をはじめませんか？－準農家候補者を募集します－

募集要項配布場所一覧

配布場所（大阪府機関）	住所	電話番号
環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループ	〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階	06-6210-9596 (直通)
北部農と緑の総合事務所 地域政策室	〒567-0034 茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル内	072-627-1121 (内線 415)
中部農と緑の総合事務所 地域政策室	〒581-0005 八尾市庄内町 2-1-36 中河内府民センタービル内	072-994-1515 (内線 384)
南河内農と緑の総合事務所 地域政策室	〒584-0031 富田林市寿町 2-6-1 南河内府民センタービル内	0721-25-1131 (内線 371)
泉州農と緑の総合事務所 地域政策室	〒596-0076 岸和田市野田町 3-13-2 泉南府民センタービル内	072-439-3601 (内線 261)

**【問合せ先・申請先】**

**大阪府環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループ**

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階

TEL 06-6210-9596 (平日 午前9時から午後6時まで)